

日本老年脳神経外科学会会則

第1章 総則

第1条： 本会は、日本老年脳神経外科学会(the Japan Geriatric Neurosurgery Society)
(設立：平成6年4月1日) と称する。

第2条： 本会の事務局を、杏林大学医学部脳神経外科（〒181-8611 東京都三鷹市新川6-20-2）
に置く。

第2章 目的および事業

第3条： 本会は、高齢者を対象とした脳神経外科の研究、診断および治療の発展を促進し、広く
知識の交流を深めることを目的とする。

第4条： 本会は、前条の目的を達成するため、年1回学術集会の開催、研究成果の刊行その他の
事業を行う。

第3章 会員

第5条： 会員は、本会の目的に賛同し第6条の手続きを完了した者とする。世話人会の決定に
より名誉会員を選出することができる。名誉会員は、65歳を超えた会員で本学会に多大
の貢献をした者とする。

第6条： 本会に入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、本会の事務局に申し込む
ものとする。

第7条： 本会会員は、毎年年会費を年度内に納入しなければならない。原則として3年以上会費
を滞納した者は退会とみなす。

第8条： 学術集会における発表者は共同演者とともに、会員ならびに会長が認めた者に限る。

第4章 役員

第9条： 本会に次の役員を置く。役員は世話人会を構成する。

会長	1名	世話人	若干名
事務局幹事	1名	監事	1名：世話人最年長者

第10条： 会長の選出は世話人会により決定する。前期会長、現会長、次期会長、事務局幹事
構成する選考委員会で、次々々期会長の選出および新世話人の選出を
行い世話人会に推薦する。

第11条： 学術集会会長の任期は次回の学術集会までとする。

第12条： 学術集会会長、世話人の選定は世話人会の決定による。会長候補者は、開催の抱負・趣旨
を学会開催日の2週間前までに事務局に提出する。世話人候補者は、略歴と2名の世話人からの
推薦書を学会開催日の2週間前までに事務局に提出する。世話人の任期は、65歳時の学術集会
世話人会当日までとする。

第13条： 学術集会会長を経験した世話人により総務委員会を構成する。総務委員会の業務は別に定
める。

第5章 会計

第14条： 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。会計監事は、前々期会長と前期
会長とする。

第15条： 事務局幹事およびその年度の会長は、世話人会で決算報告を行う。世話人会開催が開催年度途中の
場合は、改めて新年度に決算報告をメール・郵送で行う。

第6章 会則の変更

第16条： 本会則ならびに細則は、世話人会において改正することができる。

- 細則
- 1、会員の年会費は、8,000円とする（ただし、機関誌代金を含む）。名誉会員からは年会費を徴収し
ない。
 - 2、本会の経費は、本会会員の年会費、寄付金をもって充てる。
学術集会にて若干の参加費を集めることができる。
 - 3、本会則は、平成6年4月1日より施行する。

平成7年2月18日改正
平成12年4月8日改正
平成23年4月18日改正
平成28年4月22日改正
令和元年7月10日改正

平成8年2月17日改正
平成15年9月30日改正
平成25年3月1日改正
平成29年4月20日改正

平成10年2月21日改正
平成18年3月11日改正
平成26年4月24日改正
平成30年2月23日改正